

JTU-HYOGO  
兵庫高等学校教職員組合  
日本教職員組合(日教組)

# 兵高教新聞

裏面

◇第41回高校シンポジウム報告  
◇近プロ青年部交流学習会案内  
◇各種カンパのお願い 他

神戸市中央区中山手通 4-10-5 神戸市教育会館内 TEL078-261-0829 FAX078-261-1094 E-mail:hyokokyo@pearl.ocn.ne.jp 発行人:西村恭介 編集人:兵高教書記局

## 2022 給与確定交渉終わる

＝月例給0.3%増(若年層対象)、一時金(期末手当)0.10月増(再任用職員は0.05月増)、諸制度改善で一步前進＝

(今回の交渉で結論を得た主なもの)

- 1 2022年の給与改定について
  - 月例給について、平均0.3%増額改定(実施時期は2022年4月1日)
  - 一時金について、勤勉手当について、年間0.1月分引き上げ  
現行4.30月分→4.40月分 再任用職員について、0.05月分引き上げ  
(実施時期は2022年6月期・12月期)
- 2 休暇制度について  
「出生サポート休暇」について、付与日数拡充・休暇取得手続きの簡素化  
(実施時期は2023年1月1日)
- 3 定年前再任用短時間勤務制について  
少数職種も含む全ての職種に対して、短時間勤務の制度を導入  
※暫定再任用職員として任用される職員についても適用対象  
(実施時期は2024年4月1日)
- 4 人材確保対策及び多忙化対策について
  - 会計年度任用職員として学校現場で勤務する教員等の報酬面での処遇改善  
※教育職(時間額で報酬が設定されている時間講師を除く)および、介助員、  
生活・学習支援員、特別支援教育支援員、市町立学校の補助教員が対象  
(実施時期は2023年1月1日)
  - 教員採用試験における加点措置の見直し
  - 人材確保に向けた兵庫の教育や教員の魅力の発信強化
  - 「教職員の勤務時間適正化 先進事例集」の見直し  
および民間コンサルタントの視点を取り入れた業務改善
  - 業務支援員の拡充等の検討
- 5 介護のための離職・再採用の制度を拡充(2023年1月1日適用)
- 6 教員採用試験の見直し  
新型コロナウイルス感染症罹患により2次試験が受験できなかった受験生  
について、来年度の試験における救済措置を講じる方向で検討
- 7 臨時的任用職員の年休の繰り越しの取扱いの見直し  
(実施時期は2023年1月1日)
- 9 教職員のモチベーション向上に向けた方策について
  - 長期勤続休暇の取得可能期間の拡充
  - 勤勉手当の勤務実績の反映における配慮 など

今年度の給与確定交渉は、知事部局が第1回を11月16日、第2回を11月24日とし、同日最終交渉を持つという極めてタイトな日程を提案してきました。これに対し、兵高教は県教委と協議し11月8日(昨年度の第1回交渉と同時期)に「今期給与改定に向けての周辺状況説明会」を行うこととしました。

兵高教は、「説明会」に先立ち、10月29日に第1回確定交渉戦術会議を開催し、すべての教職員の生活を守るための賃金水準確保、特に若年層教職員の賃金水準の改善、臨時的任用教職員・会計年度任用教職員の処遇改善、勤務時間適正化の推進等が今期確定交渉の最大の課題であるとの認識にたち、戦術については、各分会で組合員による「要求書」を集約するとともに、全ての教職員へ「賛同署名」を呼びかけ、山場に向けて、最終段階まで交渉に臨むことを決定しました。

交渉に向けて、兵高教は兵教組との共闘を強化

し、11月24日を山場と設定し、確定交渉で具体的な回答を求め、県教委との交渉を重ねるとともに、11月19日に第2回確定交渉戦術会議を行い、「要求書」「賛同署名」を集約するなどのとりくみを積み上げてきました。

県教委は、第1回交渉において、①給料表を改定(平均0.3%増額)、勤勉手当の支給割合の0.1月分引き上げ(再任用職員は0.05月引き上げ)、③勤勉手当の成績率について、国に準じた取扱いへの見直し④教育事務職における経験者採用の初任給の決定方法の改善、⑤「出生サポート休暇」の拡充、⑥育休任期付職員への昇給制度の改正、⑥定年前再任用短時間勤務制について、等が示されました。

第2回交渉においては、人材確保対策及び多忙化対策として、①会計年度任用職員として学校現場で勤務する教員等の報酬面での処遇改善②教員採用試験における加点措置の見直し、③人材確保に向け

た兵庫の教育や教員の魅力の発信強化、④「GP H50」の見直しおよび民間コンサルタントの視点を取り入れた業務改善、⑤業務支援員の拡充等の検討が提案されました。その他、⑥介護のための離職・再採用の制度の拡充、⑦教員採用試験における第1次選考試験合格者のうち、第2次選考試験の際に、新型コロナウイルス感染症に罹患したことを受験できなかった受験生の来年度の試験における救済措置の検討、⑧再任用満了後に引き続き臨時的任用職員になった場合などの年休の繰り越しの取扱い見直し、が提案されましたが、前回再検討を求めた会計年度任用教職員の期末手当の引き上げについては、再検討を行ったものの困難、と回答しました。

第3回交渉では、第1回・第2回交渉で示された成案に加え、残る教職員の土気確保策について①長期勤続休暇の取得可能期間の拡充、②今回給料表改定に至らなかった30代半ば以降の教職員について、来年6月期以降の勤勉手当の勤務実績の反映における配慮、との回答を引き出しました。

兵高教は、ここまでの県教委側の回答を受け、第3回確定交渉戦術会議において検討した結果、今回の県教委回答は重要案件とした諸課題について、依然として厳しい本県の財政状況下にあつて、一定職員の思いを受け止めた回答であると判断し、満場一致でこれらを確認し、県教委提案を受け入れ、11月24日20時10分、妥結することを決定しました。(詳細は速報No.14を、ご確認ください)

兵庫高等学校教職員組合(兵高教)は、《JTU日教組》加盟の組合で、1989年に設立しました。  
※「兵庫高教組」「兵高教組」「高教組」(兵庫県高等学校教職員組合)とは、関係ありません。

# 第41回高校教育シンポジウム

11月5日(土)、第41回高校教育シンポジウムがオンラインで開催され、兵高教から西村執行委員長・岩井書記長・岡村隆弘さん(青雲分会)が参加しました。

開会行事の後、日教組・中谷正史高校・大学部長より基調報告があり、続いて澤田稔さん(上智大学)をコーディネーターとして、「高校発インクルーシブな学校づくり」をテーマにシンポジウムが行われました。まず、パネラーの平野智之さん(追手門学院大学)、中田正敏さん(神奈川県高等学校教育会館教育研究所)からの報告・提起があり、続いて木村泰子さん(元大阪市立大空小学校校長)、生駒俊樹さん(京都芸術大学)のお二人の指定討論者からの発言および参加者との質疑応答が行われました。

後半は「新学習指導要領 カリキュラム編成 観点別評価」「高校再編、高校入試改革、大学入試改革」「定時制・通信制教育」の3つの分科会に分かれ、それぞれ1本ずつ報告があり、その報告をもとに協議を行いました。シンポジウムでの報告・提起の概要を紹介します。

## 平野智之さん

・大阪府立高校の元教員、初任校が松原高校、その後府立高校の教壇に立ち、途中組合の役員としても活動したのち、校長として再び松原高校に戻り退職をむかえた。  
・障害のある中学生とその同級生の「一緒に高校へ行きたい」という署名(約2万筆を集める)から、1978年に障害のある生徒の受け入れを始めたのが松原高校であった。この運動が2006年に高等学校に「知的障がい生徒自立支援コース」が制度化される原点となった(現在、大阪の公立高校には自立支援コースおよび共生推進教室を設置)。  
・「ともに学ぶ」とは何か。生徒にとつては、「与えられた自己の生き方を問うこと」「関係性で生きることに気づくこと」。教職員にとつては

「能力主義の学校観(学習)を問うこと」「学び合う権利、自己と社会を問う学力を保障すること」。

・他者、そして自己をどうとらえるか。かつて偏見を口にし、何も知らなかった他者と出会い、その声を聴こうとする。その結果、「何も知らなかった」のは他者(障害者)の痛みだけでなく、それと通じるいじめや排除の中で知ることができなかった自分自身の痛みやゆがみでもあったことに気づく。

・「関わり方を学ぶリソース」としての障害者ではなく、排除し/されながら個人で生きていくという「規範」(呪い)から解かれて生きる自分を見つめること。

・日本が特別支援教育の体制を充実させればさせるほど、インクルーシブ教育IIすべての子どもへの教育権保障から遠ざかる。

・現在大阪などで進めようとしている「高校再編」は、教育権・教育の公共性の否定につながる。能力主義の学校観を問う以前に公立学校そのものがなくなる。

## 中田正敏さん

・インクルーシブな学校づくりにとって、学校の組織文化が一番の問題。協働というしくみをどう作るか。

・日本の学校の組織文化は「指導の文化」。「指導」は教員と生徒の信頼関係を基盤に可能となるという前提にもとづき、教科だけでなく「日常生活の各側面へと指導の対象を拡張」する。一方で高校は「適格者主義」の原則の下、指導に従わない生徒、すなわち「適性を欠く」生徒への懲戒等を行う権限を有し、これらの措置の下に教員の生徒への指導責任を正当に解除可能である。

・学校の組織文化を「対話の文化」に変えていくことが必要。従来の指導者(教職員)、被指導者(生徒)関係の枠組み(「指導の文化」)はもとより、支援者・被支援者(生徒)関係の枠組みからも離脱し、共に困難を対象化し、共に解決方法を模索するプロセスをつくるのが大切になる。

## 国際連帯カンパ・子どもの人権連カンパ ご協力をお願い

### 《国際連帯カンパ》

国際連帯カンパは、世界各国の自然災害の被災者に対する緊急支援、子どもたちの教育支援や児童労働撲滅、途上国の人々の生活支援・民主化支援等のNGO・NPO支援を目的として実施しています。2021年度は、各単組に協力いただき総計11,564,431円が寄せられました。

また、今年2月に開始されたロシアによる軍事侵攻により、ウクライナでは、子どもたちを含む多くの市民が犠牲になる中、日教組は、3月の第111回臨時大会で「ロシアのウクライナ侵攻に抗議し、即時撤退を求めるアピール」を採択し、「ウクライナ子ども教育・支援のための国際連帯カンパ」にとりくんできました。組合員の多大な協力により1,500万円を超える支援が寄せられました。心より感謝申し上げます。

世界中で教育をとりまく課題は山積しており、今後ますます国際連帯のとりくみは重要となります。「世界中の子どもに教育を」保障するために、国際連帯カンパへのご協力をお願いいたします。

### 《子どもの人権連カンパ》

日教組は、子どもの権利条約の普及・具現化をはかる「子どもの人権連」の主団体として、「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業、機関誌「いんふおめーしょん」の発行等の活動を支援しています。

※各分会にカンパ袋を配布しています。ご家族・職場のなかまにも協力を呼びかけてください。右の二次元バーコードを読み取り、PayPayでカンパすることもできます。



JTU

国際連帯カンパ…100円 子どもの人権連カンパ…50円



1/7(土)日教組近畿ブロック青年部交流学習会開催!  
※参加希望者は書記局までご連絡ください(12/15 締切)